

1	<p>金属加工機械</p> <p>(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(2) 製管機械</p> <p>(3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(5) 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(6) せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(7) 鍛造機</p> <p>(8) ワイヤフォーマリングマシン</p> <p>(9) ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>(1) ドラムバーカー</p> <p>(2) チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(3) 碎木機</p> <p>(4) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(6) かな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)